

令和4年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 幹事会

日時：令和4年12月23日（金）

10:00～12:00

場所：WEB会議（各所）

（事務局：高松サンポート合同庁舎内北館1304会議室）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) 四国品確協設置要領の改正（案）について 【資料－1】
- (2) 令和4年度 四国品確協の取組状況報告 【資料－2-1, -2】
- (3) 令和4年度 各県部会の取組について（各県5分程度） 【資料－3】
- (4) 令和5年度 実施・活動方針（案）について 【資料－4】
（施工時期の平準化、週休2日制推進、ICT活用促進等）
- (5) その他（意見交換）

4. 閉 会

＝【別添資料】＝

【別添－1】 『新・全国統一指標』（工事・業務）

【別添－2】 『地域独自指標』（工事・業務）

【別添－3】 『週休2日工事』の取り組み（案）

「四国地方公共工事情質確保推進協議会」設置要領（案）

（名称）

第1条 本会は、四国地方公共工事情質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、現在及び将来の公共工事情質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たすことを目的として、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

（業務）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- （1）各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- （2）発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- （3）発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- （4）地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

（委員）

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

（会長）

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（幹事）

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(県部会)

第7条 協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県の部会（以下「県部会」という）を置く。

- 2 県部会に、部会長を置く。
- 3 部会長は、会務を総理し、県部会を代表する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 付則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。
- 付則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。
- 付則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。
- 付則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。
- 付則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。
- 付則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。
- 付則 この要領は、平成27年1月26日から施行する。
- 付則 この要領は、平成28年2月10日から施行する。
- 付則 この要領は、平成29年1月17日から施行する。
- 付則 この要領は、平成30年2月1日から施行する。
- 付則 この要領は、平成31年1月30日から施行する。
- 付則 この要領は、令和2年1月30日から施行する。
- 付則 この要領は、令和3年1月28日から施行する。
- 付則 この要領は、令和5年1月27日から施行する。

別紙1

第4条関係(委員)

(1) 会長：国土交通省 四国地方整備局長

(2) 委員：国土交通省 四国地方整備局次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

港湾空港部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 農村振興部長

林野庁 四国森林管理局 計画保全部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

国税庁 高松国税局 総務部次長

徳島県 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設・改築事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

別紙2

第6条 関係(幹事)

- (1) 幹事長：国土交通省 四国地方整備局 企画部長
- (2) 幹事：国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官
企画部 総括技術検査官
総務部 契約管理官
総務部 契約管理官
建政部 建設産業調整官
建政部 都市調整官
河川部 河川調査官
道路部 地域道路調整官
港湾空港部 港湾空港企画官
港湾空港部 事業計画官
営繕部 営繕調査官
総括防災調整官
- 農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課長
林野庁 四国森林管理局 計画保全部 治山課長
環境省 中国四国地方環境事務所 自然環境整備課長
高等裁判所 高松高等裁判所 事務局 会計課長
財務省 四国財務局 総務部 会計課長
国税庁 高松国税局 総務部 営繕監理官
徳島県 県土整備部 副部長
農林水産部 ~~農林水産基盤整備局~~ 農山漁村振興課長
香川県 土木部 次長
農政水産部 農村整備課長
愛媛県 土木部 技術監
農林水産部 農業振興局 農地整備課長
高知県 土木部 土木技術監兼建設検査長
農業振興部 農業基盤課長
市町村 担当部課長等
西日本高速道路(株) 四国支社 技術審査担当部長
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

【オブザーバー】

- 国土交通省 四国運輸局
第五管区海上保安本部
大阪航空局
- 警察庁 中国四国管区警察局四国警察支局
- 経済産業省 四国経済産業局
(独) 水資源機構

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 (=品確法) 施行

平成18年7月12日
四国地方公共工事
品質確保推進協議会設立
(略称：四国品確協)

<メンバー> 整備局、4県、4市
<目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等
→公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与

【法の目的】

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する。

【協議会の目的】

現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、各発注者が責務を果たす。協力体制を強化、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

◎H20年度には他省庁等も加え体制拡充(11国の機関、3特殊法人、4県、95市町村)

毎年度
協議会(幹事会)を開催

<会議での主な内容>
(1)総合評価方式の導入・拡大等
(2)発注者支援の具体的な施策展開
(3)地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
(4)協力体制の強化のために関係機関との連携
(5)その他前条の目的を達成するために必要な事項

平成26年6月4日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(公布・施行)

現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進

平成26年9月30日 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)」(閣議決定)

品確法第22条「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)」(H27/1/30策定)

四国品確協 各県部会発足 H27年 2/12徳島県、2/2香川県、2/4愛媛県、2/5高知県

平成27年4月1日 品確法運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

令和元年6月14日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(公布・施行)

災害対応の強化、働き方改革への対応、情報通信技術の活用による生産性向上の取り組み、調査・設計の品質確保

令和元年10月18日 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の一部変更

令和2年1月30日 品確法第22条「発注関係事務の運用に関する指針」(運用指針)」の一部改正

改正品確法第二十二条に基づく運用指針の策定

運用指針の運用開始

四国地方公共工事情品質確保推進協議会 概要

- 四国地方公共工事情品質確保推進協議会は、国、法人、地方公共団体で全114団体が参加
- 平成18年度から、全14回開催（運用指針策定前 7回、策定後 7回）

■設立

平成18年7月12日

■メンバー（令和4年度時点）※オブザーバー含む

◇四国地方公共工事情品質確保推進協議会

国：12団体
 国土交通省 四国地方整備局
 農林水産省 中国四国農政局
 林野庁 四国森林管理局
 環境省 中国四国地方環境事務所
 高等裁判所 高松高等裁判所
 財務省 四国財務局
 国税庁 高松国税局
 国土交通省 四国運輸局
 国土交通省 第五管区海上保安本部
 国土交通省 大阪航空局
 警察庁 四国管区警察局
 経済産業省 四国経済産業局

法人：3団体
 西日本高速道路(株) 四国支社
 本州四国連絡高速道路(株)
 (独)水資源機構

地方公共団体：99団体（4県、全95市町村）

■開催実績（平成27年度～令和4年度※）

◇協議会 7回、幹事会 8回

◇県部会（徳島、香川、愛媛、高知）64回

※「発注関係事務の運用に関する指針」策定後(12月23日時点)

四国地方公共工事情品質確保推進協議会

- <目的> 公共工事情の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保
- <活動内容> 年1回開催
 - ・発注者の責務としての各種施策の検討
 - ・発注関係事務を適正に実施するための発注者支援の体制づくりの検討並びに支援を実施。
- <構成員>
 - (国) 四国地整局長、関係省庁出先機関部長等
 - (県) 土木部長等
 - (市町村) 市町村長
 - (特殊法人等) 四国内に組織を有する機関の部長等

幹事会

- <活動内容> 年1～2回開催
 - ・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等
- <構成員>
 - (国) 四国地整企画部長、関係省庁出先機関部長等
 - (県) 副部長、次長、課長等
 - (市町村) 担当部課長等
 - (特殊法人等) 四国内に組織を有する機関の課長等

県部会

- <活動内容> 年2回開催
 - ・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換等
- <構成員>
 - (県) 土木部長等
 - (市町村) 課長(発注担当・財務担当課)
 - (国) オブザーバー

令和4年度 実施・活動報告について

- 1)新・全国統一指標、地域独自指標について
- 2)市町村への支援活動について
- 3)令和4年度 四国品確協の取組状況

四国地方公共工事品質確保推進協議会 幹事会
令和4年12月23日



1) 新・全国統一指標、地域独自指標について

【工事】

【業務】

運用指針改正の主なポイント		設定した指標	
必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定	地域① (継続)	予定価格の原則事後公表
	② 歩切りの根絶	—	(H28.12全国歩切実施ゼロ！)
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	全国① (工事)	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	④ 施工時期の平準化	全国② (工事)	地域平準化率（工事）
	⑤ 適正な工期設定	全国③ (工事)	週休2日工事の実施状況
	⑥ 適切な設計変更	地域② (継続)	設計変更ガイドラインの策定
	⑦ 発注者間の連携体制の構築	—	(四国品確協 114団体連携)
実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上	地域① (新規)	ICTを活用した工事の状況
	② 入札契約方式の選択・活用	地域② (継続)	総合評価落札方式の導入
		地域③ (継続)	工事成績評定の実施
	③ 総合評価方式の改善		(市町村キャラバン等の実施)
	④ 見積もりの活用		
	⑤ 余裕期間制度の活用	地域④ (継続)	余裕期間制度の導入
	⑥ 工事中の施工状況の確認		(監督・検査の充実)
	⑦ 受注者との情報共有・協議の迅速化	地域⑤ (継続)	ワンデーレスポンス、設計変更協議会、三者会議等の実施
その他	地域⑥ (新規)	中長期的な工事に関する発注見直し	

運用指針改正の主なポイント		設定した指標	
必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定	地域① (継続)	予定価格の原則事後公表
	② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等	全国① (業務)	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	③ 履行期間の平準化	全国② (業務)	地域平準化率（業務）
	④ 適正な履行期間の設定	—	(約款追加 著しく短い工期禁止)
	⑤ 適切な設計変更		設計変更ガイドラインの策定
	⑥ 発注者間の連携体制の構築	—	(四国品確協 114団体連携)
	実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上	地域① (新規)
② 入札契約方式の選択・活用		地域② (新規)	プロポーザル方式・総合評価落札方式の導入
			(市町村キャラバン等の実施)
③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用			
④ 履行状況の確認			
⑤ 受注者との情報共有・協議の迅速化		地域③ (新規)	ウィークリースタンスの適用
		地域④ (新規)	スケジュール管理表などによる情報共有
その他		地域⑤ (新規)	業務の発注見直し情報の共有化（HP掲載）
	地域⑥ (新規)	中長期的な設計に関する発注見直し	

※工事・業務ともに全国＝新・全国統一指標、地域＝地域独自指標

※地域独自指標の(継続)＝令和2年度以前より継続しているもの。(新規)＝令和2年度に新規設定したものを。



(上段) : 前回の実績値
【中段】 : 最新の実績値
下段 : 令和6年度の目標値

1) 新・全国統一指標、地域独自指標について

◆新・全国統一指標

	No	新・全国統一指標 指標算出数式 実績値 調査年度	四国 地域	県域			
				徳島県	香川県	愛媛県	高知県
工事	①	地域平準化率 (施工時期の平準化) $\frac{4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$ 調査対象: 国等、県、市町村 (令和2年度) 【令和3年度】 コリンズ登録データ 契約金額500万円以上の工事	(0.73) 【0.78】 0.90	(0.65) 【0.80】 0.90	(0.75) 【0.79】 0.90	(0.77) 【0.80】 0.90	(0.68) 【0.67】 0.90
	②	週休2日工事の実施状況 (適正な工期設定) $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$ 調査対象: 国等、県 (令和2年度) 【令和3年度】 年度に契約継続した工事	(0.68) 【0.93】 1.00	(0.53) 【0.81】 1.00	(1.00) 【1.00】 1.00	(0.75) 【0.90】 1.00	(0.37) 【1.00】 1.00
	③	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$ 調査対象: 国等、県、市町村 (令和元年度) 【令和2年度】 県250万円以上の工事 市町村130万円以上の工事	—	(0.84) 【0.98】 1.00	(0.73) 【0.95】 1.00	(0.95) 【0.99】 1.00	(0.88) 【0.99】 1.00
業務	①	地域平準化率 (履行期限の分散) $\frac{\text{第4四半期(1~3月)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$ 調査対象: 国等、県 (令和2年度) 【令和3年度】 「予定価格100万円以上の業務」	(0.44) 【0.48】 0.4未満	(0.42) 【0.49】 0.4未満	(0.30) 【0.37】 0.4未満	(0.44) 【0.48】 0.4未満	(0.45) 【0.50】 0.4未満
	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注業務件数}}$ 調査対象: 国等、県 (令和元年度) 【令和2年度】 「予定価格100万円以上の業務」	—	(1.00) 【0.99】 1.00	(0.06) 【0.05】 1.00	(0.42) 【0.43】 1.00	(1.00) 【1.00】 1.00

◆地域独自指標

◆地域独自指標は、令和6年度(2024年)までに **100%達成** を目標とする。



1) 新・全国統一指標、地域独自指標について

※1 令和6年度の目標値の達成組織数/対象組織数
(工事①平準化は、R4当面目標達成組織数も記載)
※2 国等機関で一部確認中あり

◆新・全国統一指標 組織数を整理 (仮)

	No	新・全国統一指標	目標値	四国 地域	国等 機関	県域			
						徳島県	香川県	愛媛県	高知県
工事	①	地域平準化率 (施工時期の平準化) <small>調査対象:国等、県、市町村</small>	(0.80) 0.90	(27) 17/107 16%	(3) 2/8 20%	(6) 3/25 12%	(2) 2/18 11%	(7) 3/21 14%	(9) 7/35 20%
	②	週休2日工事の実施状況 (適正な工期設定) <small>調査対象:国等、県</small>	1.00	3/10 30%	1/6 17%	0/1 0%	1/1 100%	0/1 0%	1/1 100%
	③	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small>調査対象:県、市町村</small>	1.00	—	—	18/25 72%	11/18 61%	18/21 86%	28/35 80%
業務	①	地域平準化率 (履行期限の分散) <small>調査対象:国等、県</small>	0.40 未満	1/9 11%	0/5 0%	0/1 0%	1/1 100%	0/1 0%	0/1 0%
	②	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small>調査対象:県</small>	1.00	—	—	0/1 0%	0/1 0%	0/1 0%	1/1 100%

※ 国等機関において対象工事・業務がない場合は、分母から除いており、全機関数とは合わない。 2-2-3

1) 新・全国統一指標、地域独自指標について



◆地域独自指標 組織数を整理（仮）

※1 令和6年度の目標値の達成組織数/対象組織数
※2 国等機関で一部確認中あり

	No	地域独自指標	目標値	四国 地域	国等 機関	県域			
						徳島県	香川県	愛媛県	高知県
工事	①	予定価格の原則事後公表	◎実施	<u>113/113</u> 100%	<u>14/14</u> 100%	<u>25/25</u> 100%	<u>18/18</u> 100%	<u>21/21</u> 100%	<u>35/35</u> 100%
	②	適正な設計変更	◎実施	<u>92/113</u> 81%	<u>11/14</u> 79%	<u>11/25</u> 44%	<u>18/18</u> 100%	<u>17/21</u> 81%	<u>35/35</u> 100%
	③	ICTを活用した生産性向上	◎実施	<u>9/113</u> 8%	<u>5/14</u> 36%	<u>1/25</u> 4%	<u>1/18</u> 6%	<u>1/21</u> 5%	<u>1/35</u> 3%
	④	総合評価落札方式を導入	◎実施	<u>80/113</u> 71%	<u>11/14</u> 79%	<u>22/25</u> 88%	<u>14/18</u> 78%	<u>19/21</u> 90%	<u>14/35</u> 40%
	⑤	工事成績評定	◎実施	<u>81/113</u> 72%	<u>12/14</u> 86%	<u>25/25</u> 100%	<u>11/18</u> 61%	<u>21/21</u> 100%	<u>12/35</u> 34%
	⑥	余裕期間制度の活用	◎実施	<u>37/113</u> 33%	<u>8/14</u> 57%	<u>6/25</u> 24%	<u>6/18</u> 33%	<u>6/21</u> 29%	<u>11/35</u> 31%
	⑦	受注者との情報共有、議 の迅速化(ワンデーレスポンス)	◎実施	<u>96/113</u> 85%	<u>12/14</u> 86%	<u>25/25</u> 100%	<u>12/18</u> 67%	<u>16/21</u> 76%	<u>31/35</u> 89%

※ 国等機関において対象工事がない場合は、分母から除いており、全機関数とは合わない。

1) 新・全国統一指標、地域独自指標について



◆地域独自指標

組織数を整理（仮）

※1 令和6年度の目標値の達成組織数／対象組織数

※2 国等機関で一部確認中あり

	No	地域独自指標	目標値	四国 地域	国等 機関	県域			
						徳島県	香川県	愛媛県	高知県
業務	①	予定価格の原則事後公表	◎実施	<u>106/112</u> 95%	<u>11/13</u> 85%	<u>25/25</u> 100%	<u>17/18</u> 94%	<u>18/21</u> 86%	<u>35/35</u> 100%
	②	ICTを活用した生産性向上	◎実施	<u>41/112</u> 37%	<u>7/13</u> 54%	<u>1/25</u> 4%	<u>4/18</u> 22%	<u>18/21</u> 86%	<u>11/35</u> 31%
	③	入札契約方式の選択・活用	◎実施	<u>46/112</u> 41%	<u>8/13</u> 62%	<u>12/25</u> 48%	<u>9/18</u> 50%	<u>10/21</u> 48%	<u>7/35</u> 20%
	④	ウイークリースタンス	◎実施	<u>50/112</u> 45%	<u>6/13</u> 46%	<u>1/25</u> 4%	<u>6/18</u> 33%	<u>2/21</u> 10%	<u>35/35</u> 100%
	⑤	スケジュール管理表	◎実施	<u>31/112</u> 27%	<u>7/13</u> 54%	<u>1/25</u> 4%	<u>8/18</u> 44%	<u>1/21</u> 5%	<u>14/35</u> 40%
	⑥	発注見通しの統合・公表	◎実施	<u>101/112</u> 90%	<u>12/13</u> 92%	<u>18/25</u> 72%	<u>18/18</u> 100%	<u>21/21</u> 100%	<u>32/35</u> 91%

※ 国等機関において対象業務がない場合は、分母から除いており、全機関数とは合わない。

2) 市町村への支援活動について

連携

① 県部会を中心として自治体支援活動を実施

・各県部会

第1回県部会・・・徳島県：R4.6.22 香川県：R4.7.14(Web) 愛媛県：R4.7.12 高知県：R4.7.14(Web)

第2回県部会・・・徳島県：R4.12.14 香川県：R4.12.15(Web) 愛媛県：R4.11.22 高知県：R4.11.28,29,30

- ・発注関係事務に関する全国統一の指標を把握・公表
- ・発注関係事務の実施状況地域独自指標(R4)について把握・公表
- ・平準化の取り組みとして市町村キャラバンを実施(4県各ブロック毎に開催)
- ・発注見通しの公表 ……4県、95市町村、国関係14機関、4特殊法人のHPリンクを公表中
- ・発注見通し統合版の公表 ……4県、95市町村、国関係14機関、4特殊法人の情報を県別に統合して公表中
- ・入札不調・不落状況の把握・・・定期的(毎月)に『四国ブロック不調不落対策ホットライン』として不調・不落情報の報告

臨場

② 自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進 (11月末時点)

整備局

- ・ 7～ 9月 臨場15名(6自治体)5工事
- ・10～12月 臨場 5名(3自治体)3工事
- ・ 1～ 2月 臨場検査 取組予定
- ・町の工事への臨場 1名(1自治体)1工事

各県

- ・徳島県：4町 19名
- ・香川県：3市町 10名
- ・愛媛県：なし
- ・高知県：1町 ※実施に向けて調整中

合計

18自治体 50名
(延べ)

研修

③ 国・県等の既存研修制度等の活用推進

徳島県：119名(5研修等)、香川県：127名(4研修等)、

愛媛県：152名(3研修等)、高知県：46名(9研修等)

合計 444名

派遣

④ 総合評価方式において国・県の職員等を学識経験者として活用推進 (11月末時点)

各県

県職員等を学識者として派遣した市町

徳島県：9市町、香川県：7市町、愛媛県：9市町、高知県：2市町



3) 令和4年度 四国品確協の取組状況 【令和4年度の活動方針】

四国地方公共工物品質確保推進協議会は、四国内の国、法人、地方公共団体で全114団体の発注機関で構成

I 全国統一指標に関する活動

1 週休2日対象工事の設定【工事】

対象工事を拡大(国、県、市町村等)し、週休2日の取り組みを推進する。
国・4県・市町村等含めて『全工事統一休業日』を設けて取り組む。

目標	令和4年度	毎月1回・第2土曜日
	令和4年4月9日、5月14日、6月11日	7月9日、8月13日、9月10日
	10月8日、11月12日、12月10日	令和5年1月14日、2月11日、3月11日

2 施工時期の平準化【工事】

更なる平準化のための意識向上を目的とし、全機関において0.8以上を目標とする。
公表にあたっては、国・県・市町村等を含めた四国地域ブロック単位及び各県域単位の平準化率を公表。
平準化を促進するために「さ・し・す・せ・そ」に取り組む。好事例の共有、キャラバンの実施

II 地域独自指標に関する項目

1 適正な設計変更について(設計変更ガイドラインの策定)【工事】

市町村においても設計変更ガイドラインを策定し、適正な設計変更に努めるよう取り組みを継続。

2 ICTを活用した工事、業務を普及させるための取り組み【工事、業務】

全機関が、ICTを活用した取り組みを始める。
また、各県毎に継続して現場実地研修会等による取り組みの浸透を図る。

III 発注者(建設業)共通の課題への対応

1 魅力ある業界をPRする取り組み【広報・情報発信】

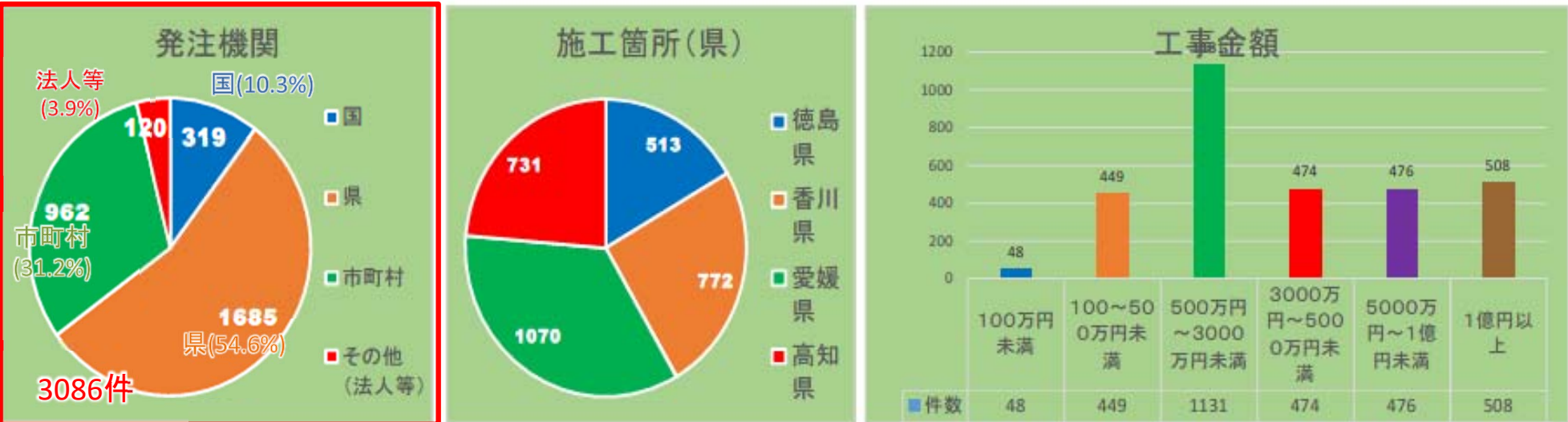
週休2日やICT・最新技術の活用など、新しい建設業(現場)の魅力を各発注者からも発信していく。 2-2-7

3) 令和4年度 四国品確協の取組状況 【週休2日対象工事の設定【工事】】 四国品確協

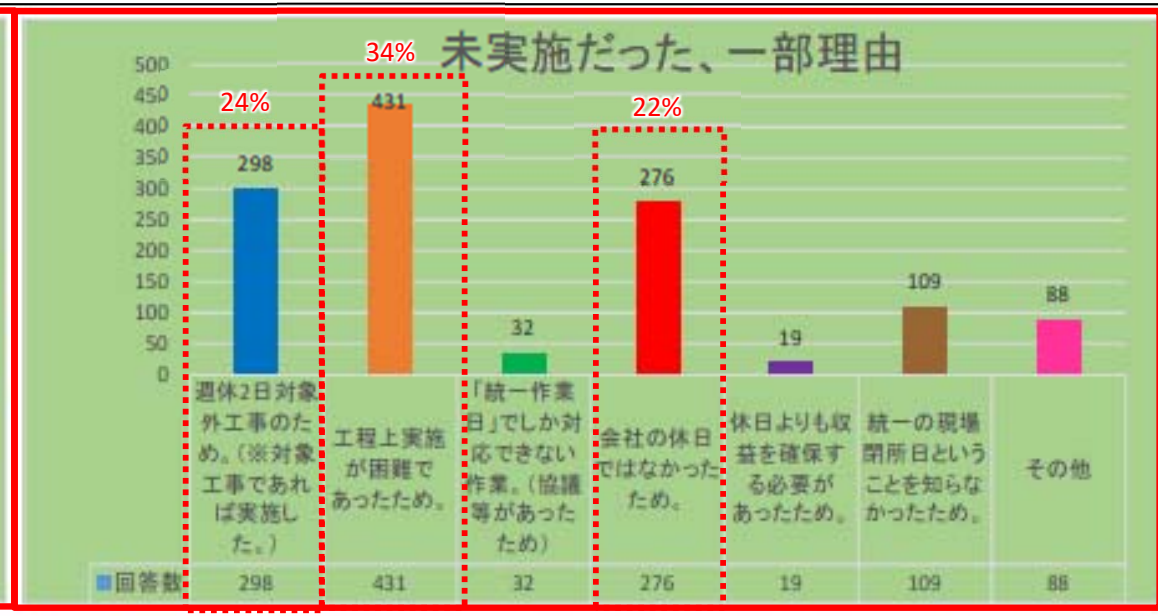
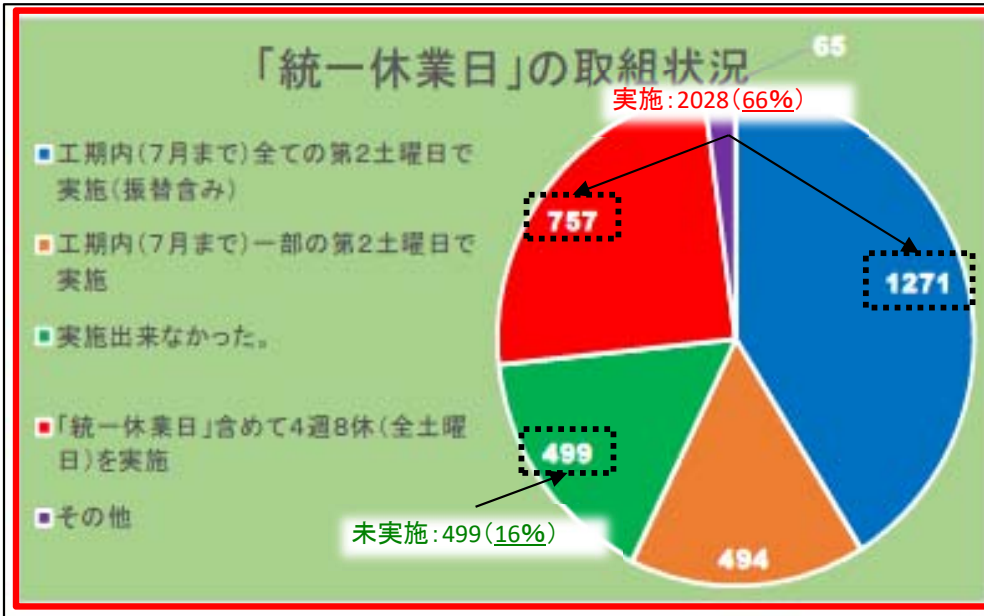
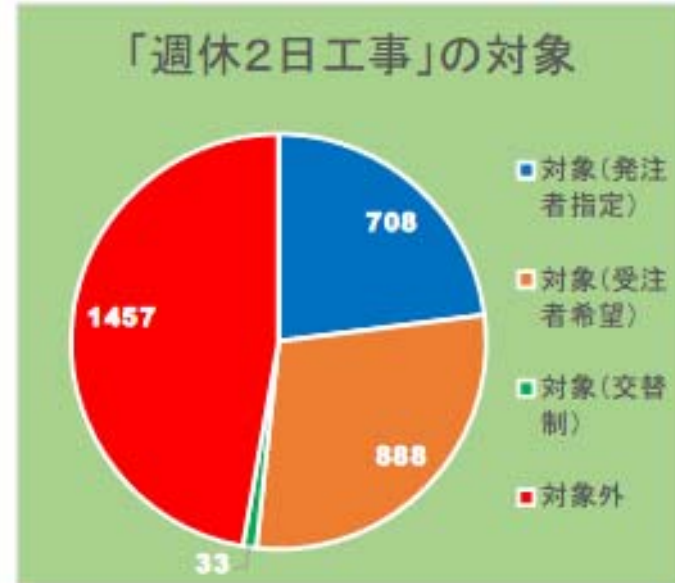
「全工事統一休業日」は、建設業での令和6年4月からの「労働基準法による時間外労働規制」適用や“完全週休2日”(4週8休以上)を目指すことを背景とした四国品確協での「週休2日対象工事の拡大」の取り組みの一環であり、令和4年度は「毎月第2土曜日を統一して現場休業」にしようとする取り組みのもの。

今回、そのフォローアップとして、四国の公共工事で、令和4年7月9日(第2土曜日)が工期に含まれる工事(一部除く)を対象として、工事受注者アンケートを実施。

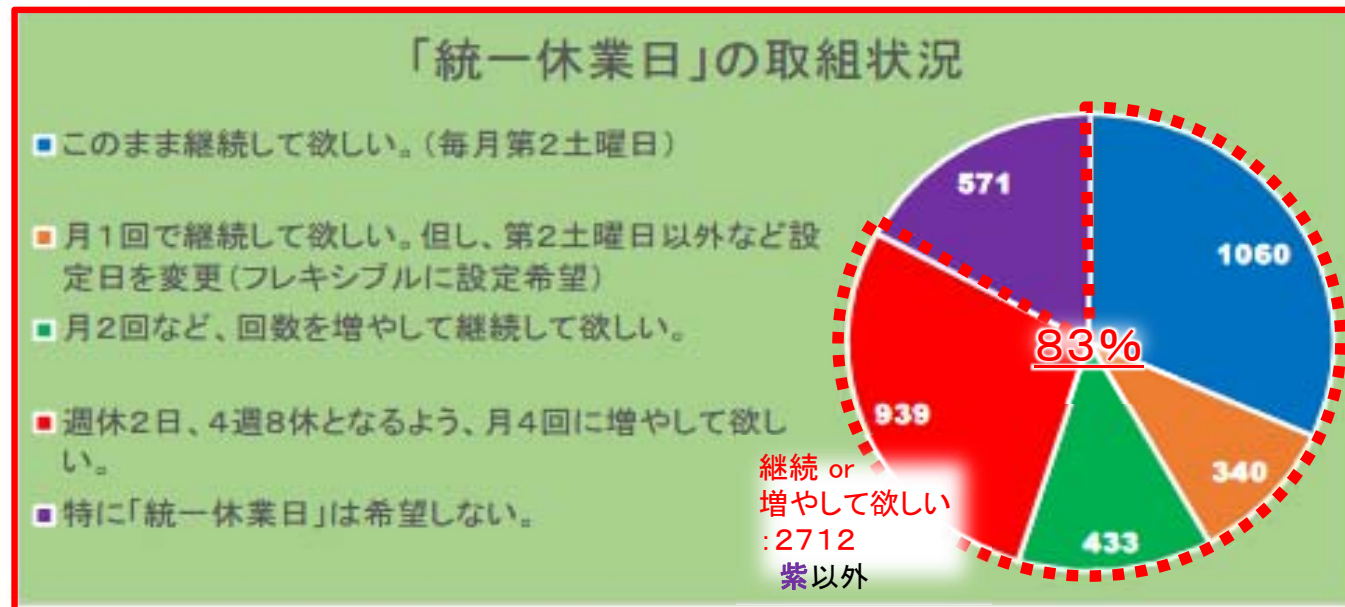
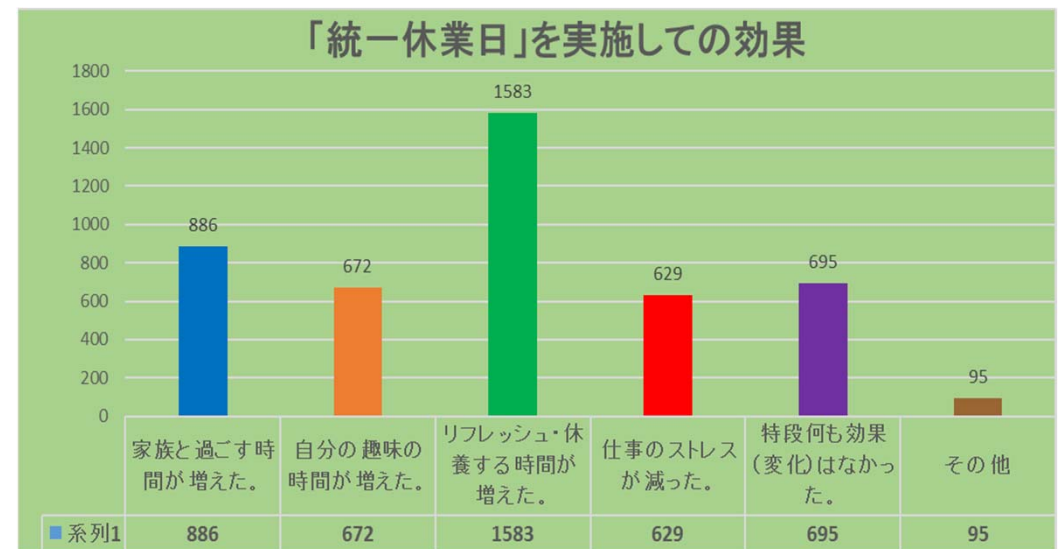
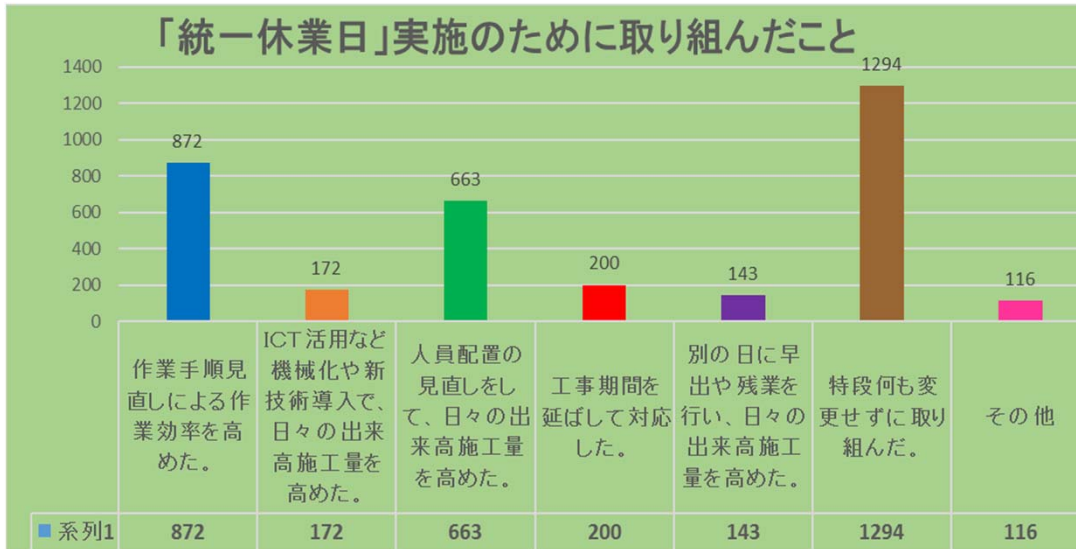
アンケート結果1



アンケート結果2



アンケート結果 3



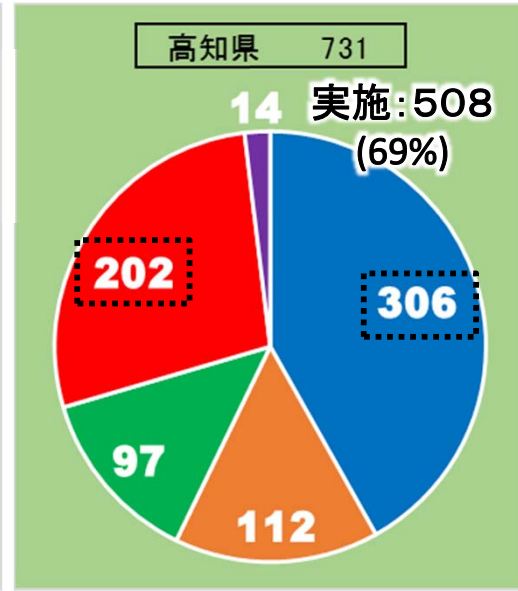
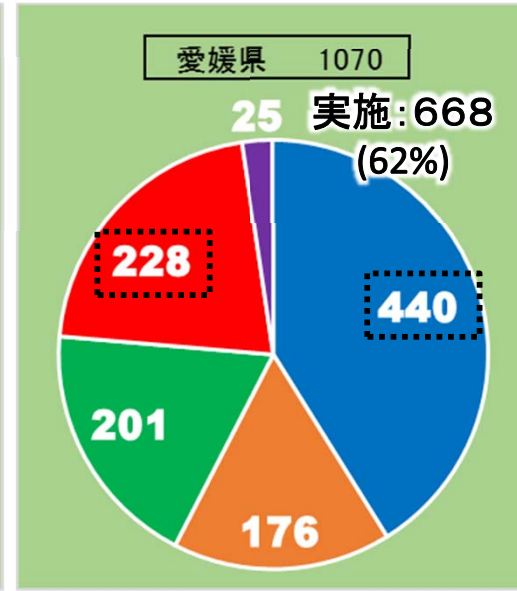
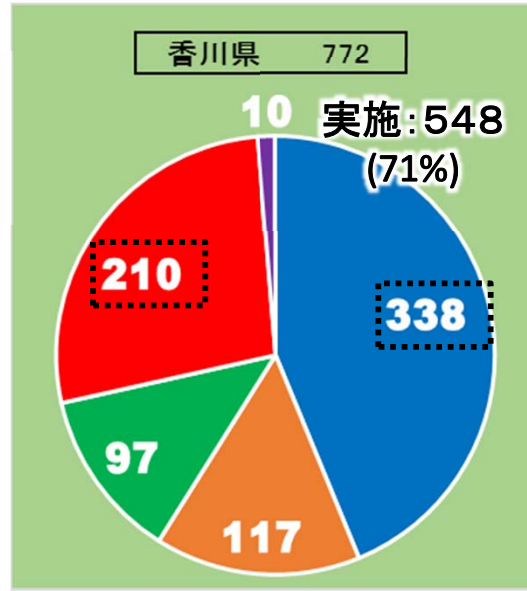
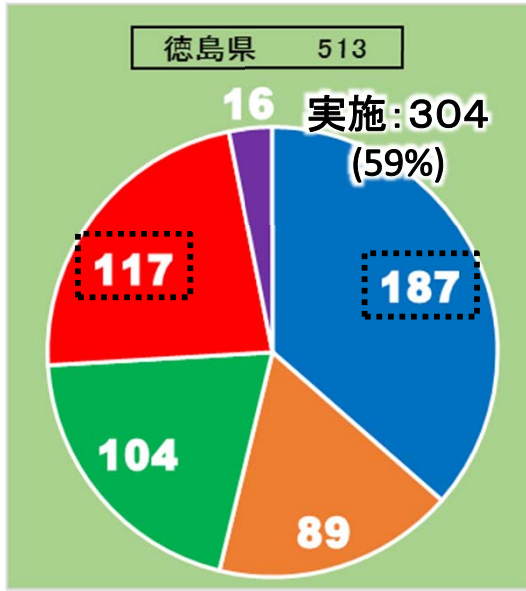
週休2日対象工事の設定【工事】

「全工事統一休業日」フォローアップ
工事受注者アンケート

四国品確協

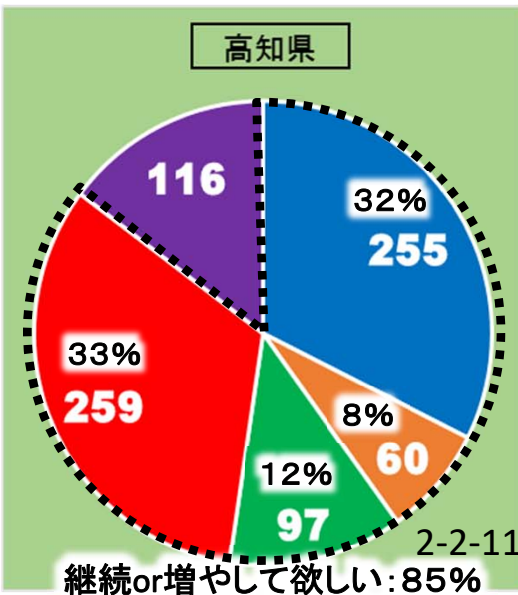
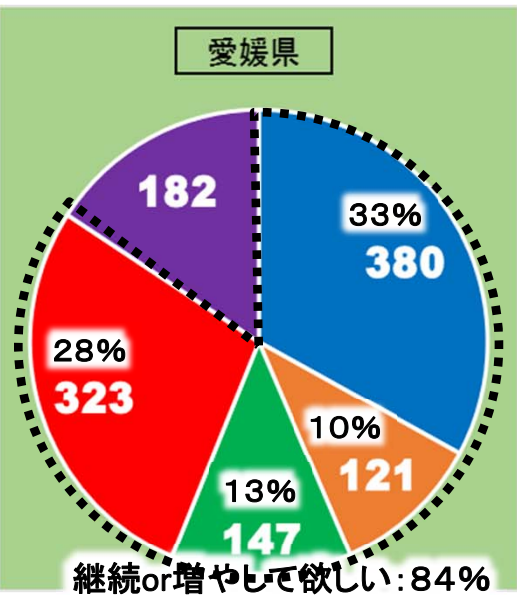
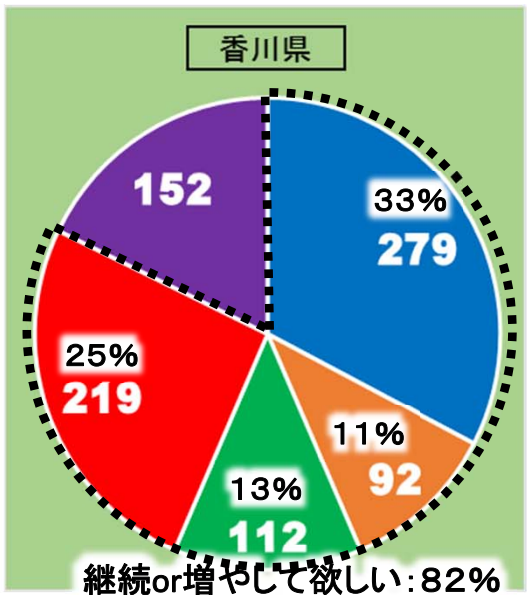
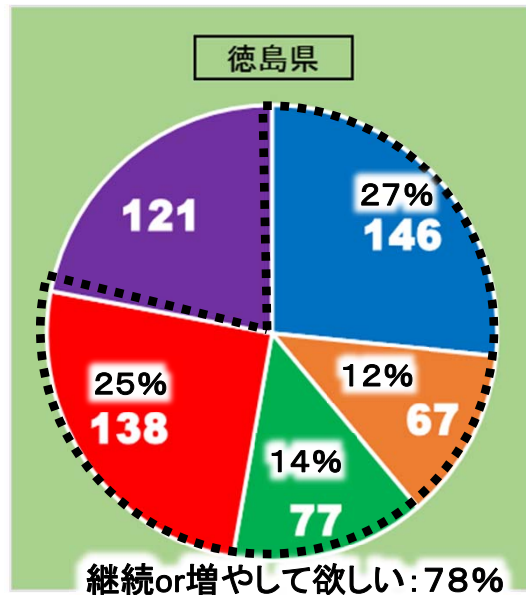
4月～7月の「統一休業日」の取組状況

- 工期内(7月まで)全ての第2土曜日で実施(振替含み)
- 工期内(7月まで)一部の第2土曜日で実施
- 実施出来なかった。
- 「統一休業日」含めて4週8休(全土曜日)を実施
- その他



今後の取り組み、統一休業日について

- このまま継続して欲しい。
- 月1回で継続して欲しい。
- 月2回など、回数を増やして継続して欲しい。
- 週休2日、4週8休となるよう、月4回に増やして欲しい。
- 特に「統一休業日」は希望しない。



回答概要

週休2日対象工事の設定【工事】

「全工事統一休業日」フォローアップ 工事受注者アンケート

回答概要

■国・県・市町村・法人等、各発注機関の 受注者より回答

(約70の発注機関/対象114団体=約6割)

■1ヶ月間(8月中)で3,086の回答を収集

(MicrosoftFormsを活用)
(報告対象工事件数からすると5~8割程度の回収率)

■「統一休業日」の実施状況 [全体: 3,086]

実施 2,028 (66%)
一部実施 494 (16%)
未実施 499 (16%)

■統一休業日(7月まで)未実施の理由

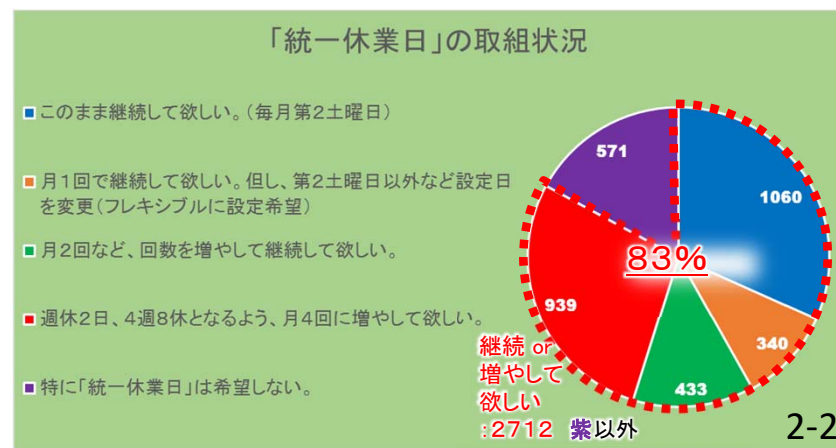
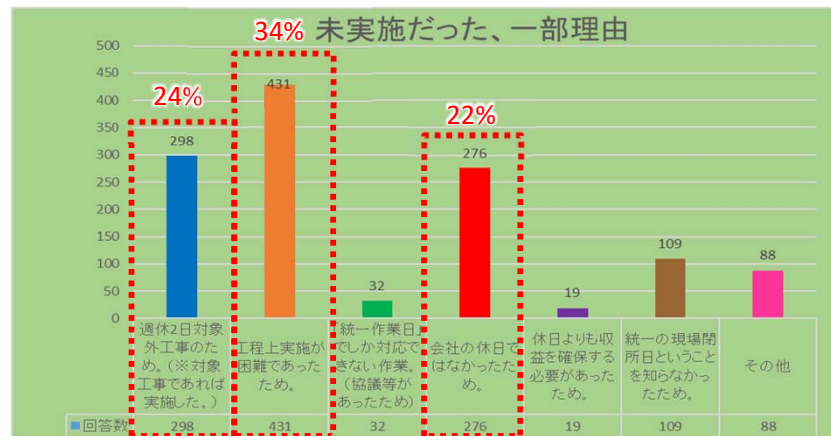
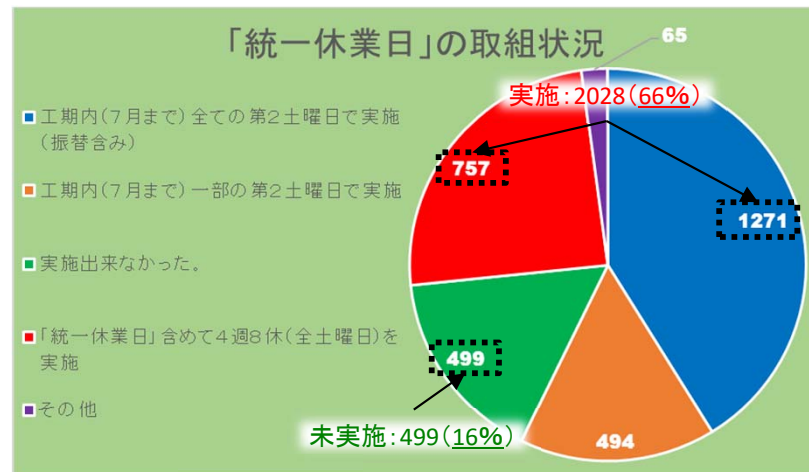
[全体: 1,216]

回答数上位

- ① 工程上実施が困難であったため。 = 34% } → 発注者側の対応も必要
- ② 週休2日対象外工事のため。 = 24% }
- ③ 会社の休日ではなかったため = 22% } → 受注者(会社)側の対応

■今後の取り組み、統一休業日について、 継続&増やして欲しい: 83%

令和5年度の取り組みへ反映!



四国品確協では、全国統一指標として工事における施工時期の平準化のための「平準化率」を設定し、国・県・市町村等において、令和6年度までに0.9以上の目標達成を目指して取り組んでおり、令和4年度は、更なる平準化のため、実績値で、「平準化率」の低い市町村【0.6以下】を「重点機関」として、市町村キャラバン（各県1～3ブロックによる開催）を実施

キャラバン内容

- ・四国品確協の取組
- ・平準化に関する説明
- ・平準化に関する討議
- 各地域業界の状況
- 各発注者の状況
- 「さしすせそ」の取組

市町村担当者と活発な討議

- 「平準化」に対する要望、現状……………意見交換や情報共有
- 「さしすせそ」など、平準化に関する取組……………取組状況の確認や課題、事例の共有
- 議論をしての参考意見……………各市町村の工事規模、不調不落等の状況

愛媛県内 6市町（4市・2町）
延べ19名（市町12名+国・県7名）



42市町村 延べ143名参加（10会場）

香川県内 9市町（6市・3町）
延べ43名（市町30名+国・県13名）



「平準化」に対する要望、現状

- ・多くの自治体で業界から第1四半期の端境期の発注（＝平準化）を要望されている
- ・業界から各自治体（市町村長宛）に要望文書を出されている所もある
- ・各自治体の状況では、平準化に対する要望「あり」と「なし」が各々あった。
- ・地元要望等で突発的な対応を要する工事もあり、計画的に進めづらい。
- ・4・5月期は農繁期で、水路関係の工事ができない。また、河川内工事だと出水期のため秋以降の工事となるなど、平準化しづらい。

高知県内 11市町村（7市・3町・1村）
延べ46名（市町村34名+国・県12名）



「さしすせそ」など、平準化に関する取組

- ・「さしすせそ」の各種手続き・テクニックについて、今回のキャラバンで参加者間で横連携でき、他自治体の例を参考として情報共有できた。
- ・各工事等の規模感（契約額・工期）が自治体と国では大きく違うので、各種手続きの説明には規模感の前提の設定が必要
- ・債務負担行為は、規模（金額や工期）が小さければ設定するメリットがない。（例えば500万円未満の工事に債務負担行為の話は、不適当）

徳島県内 16市町村（5市・10町・1村）
延べ35名（市町村23名+国・県12名）



対象者

四国管内における工事発注事務に関わる職員(国・県・市町村職員)

実施目的

ICTを活用した工事、機器を実際に施工業者等から現地等にて学び、実践、体感した上で今後の活用を検討し、各発注者として生産性向上を目指すことを目的として取り組む。

実施内容

- ◆ICT・最新技術を学ぶ: ICTの活用工事の現状 ・BIM/CIMの取り組み
ICT建機、機器、新技術の情報共有 ・ICTの実践・体感
小規模工事に適用できる技術の講話
- ◆意見交換: 受発注者、自治体問わず参加者全員の意見交換
中小企業、小規模工事等で適用できる技術の検討

R4d取り組み

愛媛県

日時: 令和4年10月5日 10:00~16:00

場所: 松山市内(重信川・松山事務所)

重信川左岸 3K0付近

内容: ICT機器(モバイル端末・TLS・自動追尾TS等)の測量等を体感

小規模工事講話、PCでの3Dデータ作業

協力会社: 芙蓉コンサルタント

高知県

日時: 令和4年11月9日 13:00~16:30

場所: 四万十町

内容: トンネル切羽無人化施工の見学

ICT掘削、UAV・TLS・モバイル端末測量

小規模工事講話

協力会社: 戸田建設・山本建設・福原建設・小島組

香川県 開催予定

日時: 令和5年1月●日 00:00~00:00

場所: 高松市牟礼町(四国技術事務所予定)

内容: ICT機器(モバイル端末・TLS・自動追尾TS等)の測量等を体感

徳島県

日時: 令和4年12月16日 13:00~17:00

場所: 美馬市

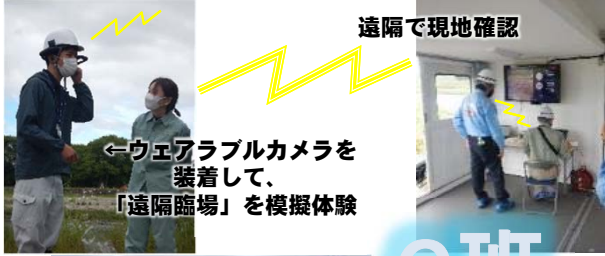
内容: ICT掘削、モバイル端末測量

ワンマン測量、小規模工事講話

協力会社: 井上組



四国品確協 『ICT現地研修会』 & 『小規模工事講習』 愛媛県版



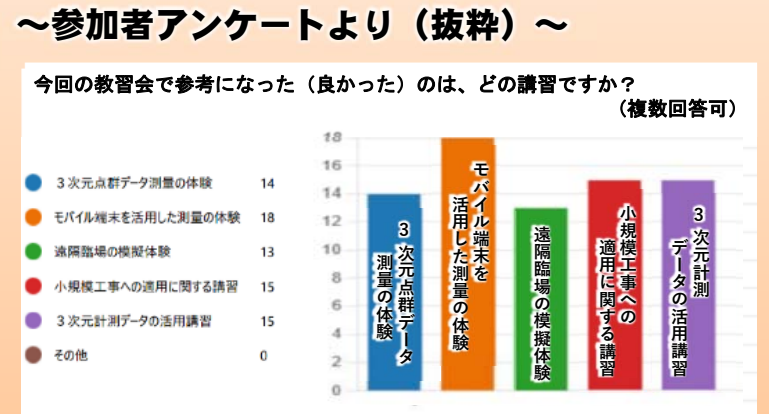
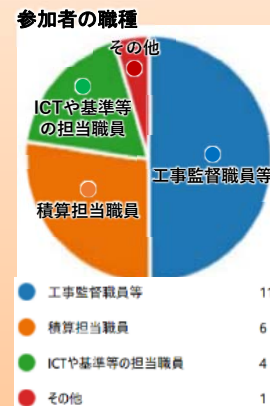
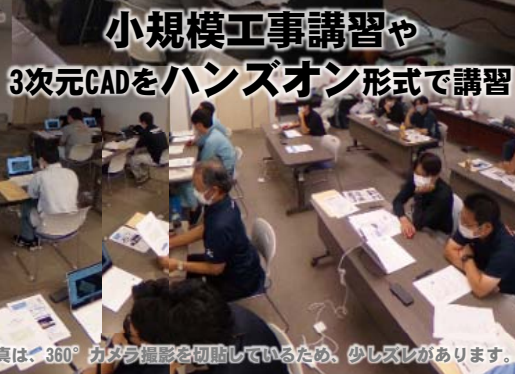
日時：令和4年10月5日(水)
場所：愛媛県松山市、伊予郡松前町
会場①：重信川出合橋下流側河川敷(伊予郡松前町)



- 10:00~
- ・開会、概要説明
 - ・3次元点群データの測量等の体験
 - ・簡易測量機器等の体験等
 - ・遠隔臨場の模擬体験



- 16:00 閉会
- ・小規模工事への適用に関する講習
 - ・3次元計測したデータの活用講習



【意見】モバイルによる3次元測量が実現すると、災害だけでなく、通常の維持管理へも活用できると考える。

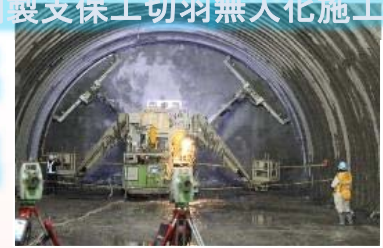
※上記写真は、360°カメラ撮影を切替しているため、少しズレがあります。

■愛媛県内の自治体職員など、25名が参加して、ICT活用の現地研修会を開催！

◆四国品確協の取り組み
<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/kyougikai.htm>

◆四国地方公共工事品質確保推進協議会

四国品確協 『ICT現地研修会』 & 『小規模工事講習』 高知県版



日時： 令和4年11月9日(水)
場所： 高知県高岡郡四万十町

会場①： 平串トンネル工事現場内
13:00～ トンネル工事の最新技術を学ぶ！
・ 鋼製支保工切羽無人化施工システム
【試験施工】

会場②： 見付道路改良工事現場内
14:00～ ICT施工・小規模工事
・ 概要説明
・ 各班分かれての体験
① ドローン測量
② TLS測量
③ モバイル端末による3次元測量
④ ICT掘削

16:30 閉会

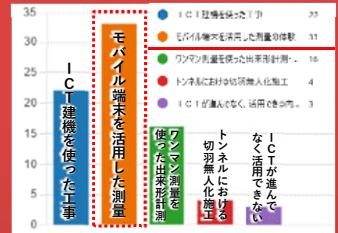


トンネル工事見学

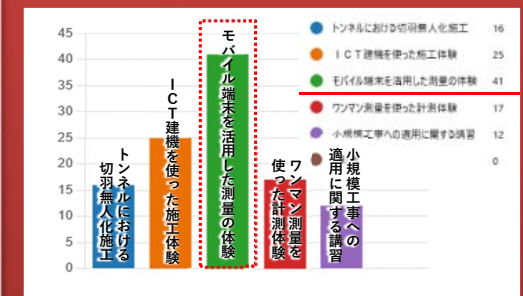
参加者へのアンケート抜粋

Q：自らの発注機関で活用できる(したい)技術がありましたか？(複数回答可)

『モバイル端末測量』高評価！



Q：今回の講習内容で参考になった(良かった)のは、どの講習ですか？(複数回答可)



■ 高知県内の自治体職員など、現地42名、WEB62名
計104名参加して、ICT活用の現地研修会を開催！

◆ 四国品確協の取り組み
<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/kyougikai.htm>

◆ 四国地方公共工事品質確保推進協議会



小雨決行！



座学



小規模工事講習



閉会

日時：令和4年12月16日（金）13：00～17：00

会場：【会場①】一級河川 吉野川 美馬市工事現場内
 （徳島県美馬市美馬町水久保地先）

【会場②】美馬市 美馬町市民サービスセンター 3F大会議室
 （徳島県美馬市美馬町天神121）

13：00～ 施工現場から学ぶ！ 各班に分かれて体験

- ・ ICT施工 ・ ワンマン測量 ・ 遠隔臨場
- ・ モバイル端末測量



実際の施工、要領・事例から学ぶ！

15：30～ ICT施工・3次元データ、小規模工事

・ 説明（概要）・小規模工事・ICT施工の取り組み、事例紹介

17：00 閉会

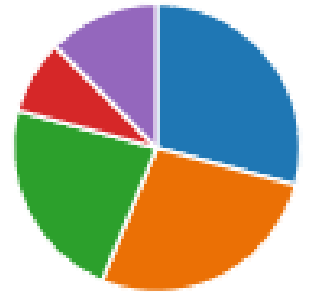
参加者へのアンケート抜粋

5. 今回の講習内容で参考になった（良かった）のは、どの講習ですか？

（複数回答可）



- ワンマン測量を使った計測体験 14
- モバイル端末を活用した測量の体験 13
- ICT建機を使った施工体験 13
- 遠隔臨場を使った監督体験 4
- 小規模工事への適用に関する講習 6



モバイル端末測量



ICT施工



ワンマン測量

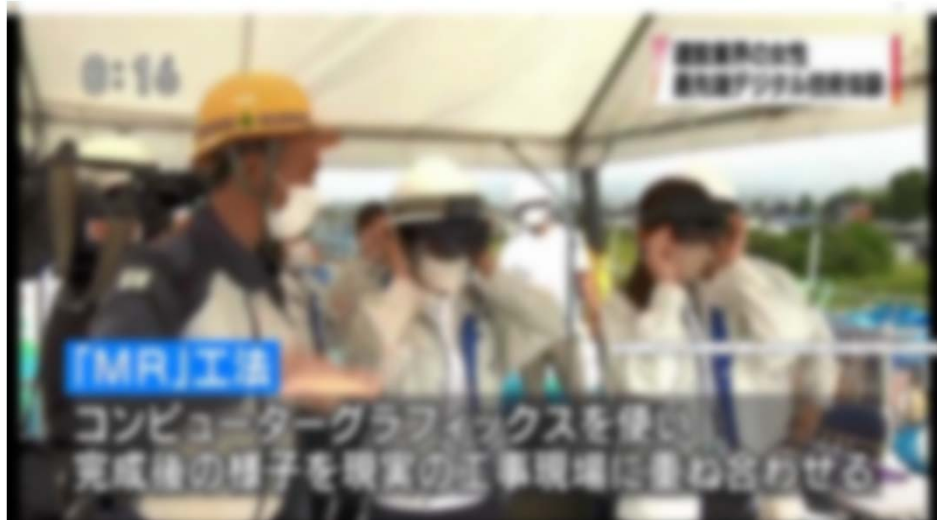
【意見】

小規模な災害等を想定して測量から設計までを一通り実際にやってみるような研修があったらやってみたい

○ 各機関の取り組みをマスコミ(TV)にPRし、取り上げて貰う



「各地の公共工事に「統一休業日」
令和4年4月9日(土) NHKニュース 朝2回・昼 四国4県(NHK松山放送局)



「建設業界で働く女性 デジタル技術活用の工事学ぶ 高知南国」
令和4年8月24日(水) NHKニュース (NHK高知放送局)



「小学生たちが道路の工事現場を見学 黒潮町」
令和4年10月20日(木) NHKニュース (NHK高知放送局)

業界の若手技術者と共同で “四国の建設業PR動画” を制作



SHIKOKU
INFRA
DIGITAL
TRANSFORMATION

仕事の
やりがい

仕事への
熱い思い

四国地域の建設業PR動画

カッコいい、魅力ある 四国の建設業

ICTの活用、DXに係る取組や仕事のやりがいを伝え、魅力発信による
担い手確保に繋げるため、四国地域の建設業の魅力を発信する動画

測量、調査・設計会社、施工会社、国土交通省の若手技術者を中心と
したメンバーで共同制作

最新技術に
チャレンジ

女性の活躍

ICTで
効率化

VRで地元との
合意形成を
迅速化

BIM/CIMは
成長のチャンス

動画はこちら

撮影協力 四国建設青年会議
建設コンサルタンツ協会 四国支部
全国測量設計業協会連合会 四国地区協議会
四国地質調査業協会

制作 国土交通省 四国地方整備局

【お問い合わせ先】
国土交通省 四国地方整備局 技術管理課 TEL:087-811-8311

検索用キーワードはこちら
国土交通省四国地方整備局Youtube



四国建設DX

DXでかわる四国の建設業

- ☆ICTの活用、DXに係る取り組みや仕事のやりがいを伝え魅力発信による担い手確保に繋げる四国地域の建設業の魅力を発信する動画
- ☆四国建設青年会議の企業、測量、調査・設計会社、国土交通省の若手技術者を中心に共同制作
- ☆四国4県の建設関係企業8社、測量・調査・設計企業6社、国土交通省 延べ26名の方に取材

〈四国地整HP URL〉

<http://www.skr.mlit.go.jp/>

〈四国地整YouTube URL〉

<https://www.youtube.com/c/mlitshikoku>

動画はこちら



令和4年度 各県部会の取組について

四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会

令和 4年 12月 23日

令和4年度 徳島県部会の取組み



■ 県部会の開催

第1回 令和4年 6月22日 (R4活動方針の確認, 各指標のR3実施状況確認, R3市町村支援報告 等)

第2回 令和4年12月14日 (各指標のR4実施状況確認, R4市町村支援報告, R5活動方針(案)の提示 等)

■ 発注関係事務の実施状況(県+24市町村) [R4.11末時点]

● 新・全国統一指標

◆ 工事

○施工時期の平準化(目標値: 0.90以上)

(R3) 県全体: 0.80 | 県: 0.83 | 市町村: 0.75

○適正な工期設定(目標値: 1.0)

(R3) 県全体: 0.81 | 県: 0.81 | 市町村: -

○ダンピング対策(目標値: 1.0)

(R2) 県全体: 0.98 | 県: 1.00 | 市町村: 0.96

◆ 業務

○履行期限の分散(目標値: 0.40未満)

(R3) 県全体: 0.49 | 県: 0.49 | 市町村: -

○ダンピング対策(目標値: 1.0)

(R2) 県全体: 0.99 | 県: 0.99 | 市町村: -

● 地域独自指標

◆ 必ず実施すべき事項

○予定価格の原則事後公表

25 / 25

25 / 25

○適正な設計変更

11 / 25

-

◆ 実施に努める事項

○ICTを活用した生産性向上

1 / 25

1 / 25

○入札契約方式の選択・活用

・プロポーザル方式, 総合評価落札方式の導入

22 / 25

12 / 25

・工事成績評価の実施

25 / 25

-

○余裕期間制度の活用

6 / 25

-

○受注者との情報共有, 協議の迅速化

・ワンデーレスポンスの実施

25 / 25

-

・設計変更審査会の実施

23 / 25

-

・三者会議の実施

8 / 25

-

・ウイークリースタンスの実施

-

1 / 25

・スケジュール管理表などによる情報共有の実施

-

1 / 25

○発注見通しの統合・公表

-

18 / 25

令和4年度 徳島県部会の取組み



■ 主な市町村支援内容について [R4.12末時点]

◆ 個別支援

○ 市町村キャラバンの実施

- ・ 個別キャラバン(7月) → 徳島市 18名参加
- ・ 平準化キャラバン(12月) → 16市町村 延べ23名参加

○ 市町村が実施する総合評価の意見聴取

- ・ 県の担当者への意見聴取 → R4実績: 9市町 延べ70件



市町村キャラバン(平準化)の実施状況

◆ 技術力向上のための取組み

○ 土木技術者を対象とした各種研修の開催

- ・ 技術管理等説明会(積算基準等の説明)
- ・ 土木技術者職員研修(新規採用者向け)
- ・ 土木技術者職員研修(新任係長級向け)
- ・ 土木技術者専門研修(施工管理)
- ・ ICT現地研修会 & ICT小規模工事講習会

→ R4実績: 5研修等 延べ119名参加

○ 県工事における臨場検査の実施

→ R4実績: 6回 4町 延べ19名参加

◆ 事務負担軽減のための取組

○ 入札参加資格審査申請の市町村との共同受付

- ・ 市町村の事務の合理化・効率化 → R2までに全ての市町村で実施

○ 電子入札システムの共同利用

- ・ 業務の効率化, システム導入費及び運用経費の削減 → 現時点まで14市町で実施

令和4年度 香川県部会の取組み

1 県部会の開催

- ・第1回 令和4年7月14日（取組み方針、指標の実施状況の把握 等）
- ・第2回 令和4年12月15日（実施状況の把握、県部会の活動状況報告 等）

2 発注関係事務の実施（達成）状況

【県+17市町】

「-」は調査対象外

四国ブロック 地域独自指標	実施（達成）状況 [18団体中]					
必ず実施すべき事項	工事			業務		
	◎	△	×	◎	△	×
●予定価格の原則事後公表 事後公表（事前公表の場合でも適切な取り扱い）	18 達成	0	0	17	0	1
●適正な設計変更 「設計変更ガイドライン」等の明示、適切な設計変更	18 ※ 達成	0	0	-	-	-
※県のガイドラインに基づく等の明示も含む						
実施に努める事項	工事			業務		
	◎	△	×	◎	△	×
●ICTを活用した生産性向上 発注基準等の策定、ICT活用工事の発注 （業務の場合：Web会議、遠隔臨場、3次元データの活用等でも◎）	1	0	17	4	1	13
●入札契約方式の選択・活用 総合評価落札方式等の導入 工事成績評定の導入	14 11	3 0	1 7	9 -	0 -	9 -
●余裕期間制度の活用	6	0	12	-	-	-
●受注者との情報共有、協議の迅速化 ワンデーレスポンスの実施 設計変更審査会の実施 三者会議の実施 ウィークリースタンスの実施 情報共有に関する事項の実施	12 11 13 - -	2 0 1 - -	4 7 4 - -	- - - 6 8	- - - 1 2	- - - 11 8
●発注見通しの統合・公表	-	-	-	18 達成	0	0

3 県部会の活動内容について

赤字：R4実績（R4.12末時点）

①相談窓口の設置 市町用相談窓口を県内及び各土木事務所に設置

入札・契約に関すること	土木監理課の課長補佐
技術に関すること	技術企画課、農村整備課、営繕課の課長補佐 各土木事務所の防災・監督主幹

- ➡【相談実績】
- ・入札契約制度関係 13件
 - ・積算基準関係 4件
 - ・監督・検査関係 1件
 - ・その他 1件 計19件

②基準等に関する支援

基準等の策定の一助となるよう、国や県の基準が掲載されているHPを紹介するなど、要望があれば個別に説明

例 ・総合評価落札方式の評価項目の選定方法等 ・監督技術基準、技術検査基準 ・工事成績評定、業務成績評定

③県の工事(竣工検査)への臨場

専門的知識の習得や技術力向上のため、竣工検査への臨場を実施

対象工事	各土木事務所（5事務所）で1工事は実施 工種：土木、建築、設備（電気等）
------	---

➡ R4.12.21 道路改良工事（中讃土木）
3市10名参加

④発注見通しの統合及び公表 ➡ 3回（5月、7月、11月）四国地整HPにて公表

⑤市町キャラバンの実施

市町の個別の事情に応じた的確な支援を、国と県が市町に赴いて実施

- 令和4年度：平準化に関するキャラバンを県内3ブロックに分けて実施
- 第1回（7月28日）：【東ブロック】さぬき市、東かがわ市
 - 第2回（8月26日）：【中ブロック】丸亀市、坂出市、宇多津町、綾川町
 - 第3回（10月25日）：【西ブロック】善通寺市、観音寺市、三豊市、琴平町、多度津町



市町キャラバン 実施状況

⑥県が行う支援

- ・香川県公共工事契約業務連絡協議会」の開催 ➡ 幹事会：5月27日（書面開催） 総会：7月6日（書面開催） 講演会：中止
- ・市町の総合評価委員会に委員として県職員を派遣 7市町から委嘱 ➡ 令和4年度 2市町に助言等実施
- ・土木技術職員スキルアッププランの公表：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/21245/r4skillupplan.pdf>

⑦(公財)香川県建設技術センターが行う支援 研修実績：http://www.kengi.net/kensyu_jisseki/jisseki.html

- ・県市町建設技術職員研修を実施 ➡ 令和4年度 18回開催 市町職員 延べ212名参加
(R2年度17回延べ179名、令和3年度16回延べ252名参加)

県部会の開催

- 第1回 7月12日 国・県の今年度の取組予定、指標の実施状況把握、市町の課題抽出など
第2回 11月22日 国・県の今年度の取組紹介、指標達成に向けた今後の取組計画、意見交換など

発注者間（県・市町）の連携・支援

市町 平準化キャラバン

- キャラバン
- ・新居浜市
 - ・西条市
 - ・四国中央市
 - ・東温市
 - ・上島町
 - ・砥部町

人事交流

- ・県市町間の技術職員の交流
(県→1市1町、3市→県 各1名)

研修

- ・土木職員技術研修
- ・工事検査実地研修
- ・社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座

受委託等

- ・市町の道路施設点検を県が受託（2市町）
- ・離島の県道パトロールを町に委託（1町）
- ・降雪時の道路の交換除雪の実施（1市）

業務支援

- ・入札制度や積算基準等の情報提供（20市町）
- ・総合評価学識経験者意見聴取の共同実施（19市町）
- ・電子入札システムの共同利用（20市町）
- ・成績評価システムのデータ提供（10市町）

相談

- ・業務に関する相談窓口を設置
(県庁及び5地方機関)

令和4年度の活動方針に対する取組状況

- 1 施工時期の平準化（全機関において第1段階として0.8以上を目標として取組みの推進に努める。）
平準化率（R3年度） 県域 0.80（県0.86、市町全体 0.74（0.8以上：6市町（全市町の30%）））
- 2 週休2日対象工事の設定（市町村に対しても、週休2日の取組みを推進する。）
導入開始：3市（松山市、新居浜市、伊予市）
- 3 適正な設計変更（市町における設計変更ガイドラインの策定、適正な設計変更）
設計変更ガイドラインを16市町（全市町の80%）で策定済（R4年度末）
- 4 ICTを活用した工事、業務を普及させるための取組みの推進。
ICTトップセミナーの開催、WEB会議の活用（業務）：17市町（全市町の85%）

令和4年度 愛媛県部会の取り組み

発注関係事務の実施状況（県+20市町の目標達成状況）

全国統一指標	目標値（R6）	現状の指標分類				
施工時期の平準化（工事）	0.9以上	0.9以上	0.9～0.8	0.8～0.7	0.7～0.6	0.6以下
①平準化率（R3年度実績）件数		3	4	3	5	6

地域独自指標（工事）	達成自治体数
予定価格の原則事後公表	21 達成
適正な設計変更（設計変更ガイドライン等の明示）	17
ICTを活用した生産性向上	1
入札契約方式の選択・活用	-
総合評価落札方式の導入	19
工事成績評定の取り組み	21 達成
余裕期間制度の活用	6
受注者との情報共有・協議の迅速化	-
ワンデーレスポンスの実施	16
設計変更審査会の開催	8
三者会議の実施	15

地域独自指標（業務）	達成自治体数
予定価格の原則事後公表	18
ICTを活用した生産性向上	18
入札契約方式の選択・活用	10
受注者との情報共有や協議の迅速化等	-
①ウイークリースタンスの明示	2
②スケジュール管理表などによる情報共有	1
発注見通しの統合・公表	21 達成




1. 県部会の開催（対象：34市町村、県、国）



◆ **第1回 R4.7.14**（WEB会議）

◆ **第2回 R4.11.28、11.29、11.30**（出席：32市町村、県、国 のべ63名出席）

※第2回は、新型コロナウイルス対応に加え、課題の共有・改善策等について、より実務的な意見交換ができるよう、県内3会場で分割開催

2. 発注関係事務の実施状況

必ず実施すべき事項	工事	業務
【工事③業務②】 予定価格の原則事後公表	35 / 35 	35 / 35 
【工事⑥】 適切な設計変更 設計図書に「設計変更ガイドライン」等の明示を行い、施工条件の変化等に応じた適切な設計変更を行えるようにしている。	35 / 35 	-

実施に努める事項	工事
【工事①】 ICTを活用した生産性向上	1 / 35
【工事②】 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用 ・総合評価落札方式の導入 ・工事成績評価の導入	14 / 35 12 / 35
【工事④】 余裕期間制度の活用	11 / 35 
【工事⑤】 受注者との情報共有、協議の迅速化 ・ワンデーレスポンスの実施 ・設計変更審査会等の実施 ・三者会議の実施	31 / 35 11 / 35  15 / 35

実施に努める事項（業務）	業務
【業務①】 ICTを活用した生産性向上	11 / 35 ↑UP
【業務②】 入札契約方式の選択・活用	7 / 35
【業務③】 受注者との情報共有、協議の迅速化 ・ウィークリースタンスに関する事項を設計図書に明示し実施 ・スケジュール管理表などによる情報共有に関する事項を設計図書に明示し実施	35 / 35 14 / 35 達成
【業務④】 発注見通しの統合・公表	32 / 35 ↑UP

3. 週休2日工事等の推進

① 標準工事日数の見直し（適正な工期の確保）

高知県及び市町村が発注する工事の工期については、週休2日や雨天による施工不能日を見込んだ土木工事標準工事日数を使用しているが、この日数について、建設現場における週休2日を推進する観点から、**大規模な改定**を実施。（令和3年7月1日以降の工事に適用）

- ・積算システムが共同利用のため、県・市町村 35団体に適用
- ・従前に比べ **2割程度の日数増** →標準工事日数を適用することで自動的に週休2日対応に！

② 「週休2日制モデル工事」の導入

建設業における労働環境改善の取り組みを推進するため、週休2日制モデル工事の対象工事を拡大。

- ・請負対象金額5000万円以上 ⇒ **発注者指定型**で発注
- ・請負対象金額5000万円未満 ⇒ **受注者希望型**で発注

4. 発注見通し情報共有

- ・団体別（34市町村、県）の**個別公表**（年2回）及び**統合公表**（年4回）の実施

5. 市町村キャラバン

- 市町村の実務担当者との意見交換会
→ **第2回県部会を兼ねて県下3会場**で開催

- 11/28 県東部開催
(国・県・9市町村 計17名参加)
- 11/29 県中部開催
(国・県・17市町村 計29名参加)
- 11/30 県西部開催
(国・県・5市町村 計17名参加)



<第2回県部会 田野会場>

6. 各種支援等の継続

- 積算基準・単価、技術関係通達などの**情報提供**
- 積算基準の改定説明や市町村職員を対象とした**研修**
- (公社) **高知県建設技術公社**による**発注者支援業務**
積算システムの提供・ヘルプデスク
建設工事に係る積算・監督・検査業務
- 電子入札システムの共同利用**に向けたシステム改修
- ICT活用工事**に関する研修会の開催
 - ICT活用工事担当者会 (計5回)
 - ICT活用工事発注者研修会 (計1回)
 - ICTトップランナー研修会 (1回)
 - i-Construction講座 (計2回)
 - ICT技術研修会〔3次元データ作成等〕 (計7回)



<ICT活用工事に関する研修会>



<高知県におけるICT活用工事 実施状況の推移>

令和5年度 実施・活動方針(案)について

- 1)令和5年度 実施方針(案)について
- 2)令和5年度 活動方針(案)について
- 3)令和5年度 スケジュール(案)について

四国地方公共工事品質確保推進協議会 幹事会
令和4年12月23日



1. 公共工事の品質確保の促進に向けた取組

現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施する。

2. 発注者間の連携や調整

- ①各発注者の発注関係事務の実施状況を把握・公表
- ②発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- ③発注者共通の課題への対応や各種施策の推進

3. 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

- ・ 四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握結果を踏まえた国・県の個別支援（キャラバン）
- ・ 地公体が抱える課題に対する解決策の提案や、国の施策の地公体への浸透、展開
- ・ 品質確保関係相談窓口（国・県）の活用
- ・ 工事検査・成績評定の臨場の活用
- ・ 国・県等の既存研修制度の活用及び講習会の開催
- ・ 国・県の職員等を学識経験者として活用
- ・ 国・県による市町村との意見交換の実施等 （場合によっては地区別県部会の開催等）

2) 令和5年度 活動方針(案)について

【青文字】:前年度からの継続 【赤文字】:R5年度拡大等の内容

I 全国統一指標に関連する活動

1 週休2日対象工事の拡大【工事】

- ・週休2日の対象工事を拡大(国、県、市町村等)し、週休2日の取り組みを推進する。
- ・国・県・市町村等合同の『全工事統一休業日』を設けて休日取得に取り組む。(目標R5d 月2回(第2・4)※)

※やむを得ず、統一休業日に休日が取れない場合は、振替や交替制などを検討

2 施工時期の平準化【工事】

- ・更なる施工時期平準化のための、全機関において平準化率0.8以上を目指す。
- ・国・県・市町村等を含めた四国地域ブロック及び各県域単位の平準化率を公表(500万円以上)。
- ・小規模工事(500万円未満)についても、施工時期の平準化に努める。
- ・平準化推進のための「さ・し・す・せ・そ」に取り組む。
- ・受発注者での意見交換の実施(地域業界団体へのヒアリング)

II 地域独自指標に関する項目

1 適正な設計変更について(設計変更ガイドラインの策定)【工事】

- ・市町村においても設計変更ガイドラインを策定し、適正な設計変更に努める取り組みを継続。

2 ICTを活用した工事、業務を普及させるための取り組み【工事、業務】

- ・全機関が、ICTを活用した取り組みを始めることにより、ICTの拡大を図る。
- ・また、研修会等の取り組みを継続しICTの浸透を図る。R5dは県市町村の小規模工事現場での研修

III 受発注者(建設業)共通の課題への対応

1 魅力ある業界をPRする取り組み【広報・情報発信】

- ・週休2日やICT・最新技術の活用など、新しい建設業(現場)の魅力を各発注者から発信する。

<p>目的</p>	<p>建設業を魅力ある職場に改善！ ＝週に2日は休める(4週8休)業界を目指す！</p>
<p>目標</p>	<p>「1.00」(新・全国統一指標R6d:国・県)→国・県の発注工事は、令和5年度も継続 (→市町村等の発注工事を対象として、令和6年度までに週休2日に取り組む)</p>
<p>提案</p>	<p>①【週休2日対象工事】の拡大</p> <p>□対象工事の拡大(国、県、市町村等)し、週休2日の取り組みを推進するよう、取り組む。 <input checked="" type="checkbox"/>未実施機関の取り組み数の拡大(実施要領の確立など) <input checked="" type="checkbox"/>受注者希望→発注者指定、一部(工種、金額など)→全体へ、拡大に努める → 対象:国・県・市町村等</p> <p>②【全工事統一休業日】の拡大</p> <p>□国・4県・市町村等含めて『全工事統一休業日』を設けて取り組む。 目標R4d 毎月1回(第2土曜日) ⇒ 目標R5d 毎月2回(第2・4土曜日)へ拡大 <input checked="" type="checkbox"/>四国品確協で統一し、公共工事は月2回(第2と第4土曜日)の現場閉所を目指す！ <input checked="" type="checkbox"/>やむを得ず、休業日の作業がある場合は、振替や交替制などの検討 → 対象:国・県・市町村等</p>

■ 広報: 取り組み内容を幅広くPRしていく。(業界内だけに留まらない広報)

週休2日対象工事の拡大【工事】

■令和5年度 品確協の取り組み

【提案】： 令和5年度も継続して『週休2日』拡大に向けた取り組みを推進。

『週休2日対象工事の拡大』、『全工事統一休業日を月2回に設定』を各機関で取り組む

◎対象工事の拡大（国、県、市町村等） 週休2日の取り組み推進

◎『全工事統一休業日』（目標R5d 毎月2回以上） チラシ・ポスターでPR

対象工事のイメージ

全ての工事（緊急工事含む）	緊急工事 原則、全ての工事	緊急工事 原則、全ての工事 発注者が指定する工事 ・●●万円以上 ・●●工などの工事
---------------	------------------	--

組織	「週休2日工事」の取り組み												
	令和4年度						令和5年度						
	対象工事	取組数	小計	取組率	取組数	小計	取組率	四国	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	
国等	全ての工事	7			5			5					
	原則、全ての工事	4	13	93%	2	8	57%	2					
	発注者が指定する工事	2			1			1					
県	全ての工事	0			0								
	原則、全ての工事	4	4	100%	4	4	100%		1	1	1	1	
	発注者が指定する工事	0			0								
市町村	全ての工事	0			0								
	原則、全ての工事	6	14	15%	8	22	23%		2		1	5	
	発注者が指定する工事	8			14				3	2	7	2	
合計	全ての工事	7			5			5	0	0	0	0	
	原則、全ての工事	14	31	27%	14	34	30%	2	3	1	2	6	
	発注者が指定する工事	10			15			1	3	2	7	2	
								取組数	8	6	3	9	8
								組織数	14	25	18	21	35
								取組率	57%	24%	17%	43%	23%

四国の公共工事は4週8休を目指し見直し
まずは毎月第2土曜日
全工事 休みます！
統一休業日

工事休んで楽しい土曜日に！

建設業は、令和6年4月から労働基準法による「時間外規制」が適用されます。「統一休業日」は、「週休2日」を目指す取り組みとして実施します。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

令和4年度四国公共工事「統一休業日」は、下記の日程を予定しております。
4月9日、14日、19日、7月9日
8月13日、10月10日、11月12日
12月10日、2月4日、2月11日、3月11日

四国地方公共工事品質確保推進協議会

四国品確協の取り組み

■確認事項

- ・統一範囲
★四国全域
- ・統一休業日
★第2土曜日
第4土曜日

令和5年度も調査

※上記は、11月末現在。
確認中や引き続き各機関で検討中あり。

※やむを得ず、統一休業日に休日が取れない場合は、振替や交替制などを検討

R 4 d キャラバンでの状況

- ・多くの自治体で業界から第1四半期の端境期に発注(=平準化)を要望されている。
 - ・各自治体の状況では、平準化に対する要望「あり」と「なし」が各々あった。
- ・地元要望等で突発的な対応を要する工事もあり、計画的に進めづらい。
 - ・4・5月期は農繁期で、水路関係の工事ができない。また、河川内工事だと出水期のため秋以降の工事となるなど、平準化しづらい。
- ・「さしすせそ」の各種手続き・テクニックについて、今回のキャラバンで参加者間で横連携でき、他自治体の例を参考として情報共有できた。

※12/22送付資料の「4・5月期は・・・」の二重の誤記のため削除

R 5 d の取り組み

- ・更なる施工時期平準化のための、全機関において平準化率0.8以上を目指す。
(R6d=0.9目標)
- ・国・県・市町村等を含めた四国地域ブロック及び各県域単位の平準化率を公表(500万円以上)
- ・小規模工事(500万円未満)についても、施工時期の平準化に努める。
- ・平準化推進のための「さ・し・す・せ・そ」の取り組みを周知。
- ・受発注者での意見交換の実施(地域業界団体へのヒアリング)

3) 令和5年度 スケジュール(案)について

令和5年1月27日

令和5年3～4月中

令和5年5～6月頃

令和5年 6～7月頃

令和5年10～12月頃

令和5年12月頃

令和6年1～2月頃

令和4年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催

- ・令和4年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の報告(目標に対する達成状況を公表)
- ・令和5年度協議会実施・活動方針(案)等の決定

令和5年度の活動方針に関する取り組み公表・宣言

- ・令和5年度の「週休2日」における取組について公表・宣言して「全工事統一休業日」などスタート!

四国品確協議会の取り組みに関する説明 (国等から首長へ説明)

- ・令和5年度の実施・活動方針(案)及び四国品確協議会の取組について
- ・新・全国统一指標及び地域独自指標の目標達成のための取り組みについて

第1回・第2回県部会 開催予定

- ・令和5年度 実施・活動方針に基づき、県部会を開催
- ・令和5年度県部会取組方針の策定及び指標に関する実施状況の確認
- ・週休2日の取り組み、平準化のための具体化・討議

- ・令和5年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握(目標の達成状況の把握)
- ・令和6年度実施・活動方針(案)等の調整

四国地方公共工事品質確保推進協議会(幹事会) 開催予定

- ・令和5年度実施・活動方針に基づき、幹事会を開催
- ・令和5年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の把握(目標の達成状況の把握)
- ・令和6年度実施方針(案)等の調整

令和5年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催予定

- ・令和5年度四国品確協活動状況及び発注関係事務の実施状況の報告(目標に対する達成状況を公表)
- ・令和6年度実施・活動方針(案)等の決定